

地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営推進会議設置等について

1 概要

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 19 人未満）が平成 28 年 4 月から地域密着型サービスに移行されることに伴い、地域密着型通所介護事業所には運営推進会議の設置が義務付けられました。

また、あわせて認知症対応型通所介護事業所にも運営推進会議の設置が義務付けられました。

2 根拠法令

- ◆「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」
- ◆「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」

3 「設置・運営の手引き」について

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※認知症対応型共同生活介護は除く）における「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の設置・運営の手引き」を改正し、「大田区ケア倶楽部」に掲載しました。改めて、会議の進め方等ご確認いただきますようお願いいたします。

4 その他

運営推進会議の日時については、あらかじめ年間スケジュールを作成し、区に提出してください。提出にあたっては、区から該当事業者宛に提出依頼いたします。